

〈日本は女性文学の先進国か?〉

比較女流文学

—小野小町の場合—

Is Japan an Advanced Nation in the Field of Women's Literature?
A Comparison of Women Authors: Case Study of Ono no Komachi

佐藤俊子
TOSHIKO SATO

ABSTRACT

Ono no Komachi is a female court poet probably in the ninth century. Her life is very little known aside from her eighteen fine poems recorded in the *Collection of Old and new Japanese Poetry or Kokin Wakasyū*, compiled around 920 A.D. at the request of the Emperor Daigo.

In any case, it will be said that the outburst of female literary creativity was made possible by the development of *Kana* syllabary in Heian Japan. In fact, as a miracle, many female writers came out and produced the great works like *The Tale of Genji* of Murasaki Shikibu, *The Pillow Book* of Sei Shonagon, and several "diary literature".

The appearance of their literary activity was very gay and bright, but the energy from which their creativity sprang, came from a depths of sorrowful minds of the court ladies.

In this article, I will make research about the relation between life and works, particularly of Ono no Komachi, with some references to feminism.

序に代えて—女性の権利

「日本国憲法」から—女性の権利

・ベアテ・シロタ・ゴードン

・女性の権利について書く

・女流作家とは

Ⅱ 若い日の小町像

・18首の和歌

・紀貫之の評

・時代

・宮仕え

・後宮

・夢の中の恋の歌

小野小町の場合

はじめに

Ⅲ 後宮を去る小町

I なぜ小町は歌を読めたのか。女の教養に

ついて

・女子教育

・平安朝の女の教養

序に代えて一女性の権利

「日本国憲法」から一女性の権利

第14条①すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第24条①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊重と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

1946年11月3日公布、1947年5月3日施行、マッカーサー草案による「日本国憲法」の第14条と第24条である。人権規定の基本として、男女両性の平等を明文化した、きわめて重要な条項である。最近、この条項の草案作成者がGHQ（連合軍総司令部）民生局のスタッフの一人、当時まだ22歳のベアテ・シロタ・ゴードンという女性であったことがわかり、彼女の来日を機に話題になった。

わずか22歳の女性がいかにアメリカの女子大の名門ミルズ・カレッジ出身の才媛であり、リサーチのスペシャリストであるとはいえ、「日本国憲法」のなかの、彼女から見れば他国の女性の人権に関する条文をこれだけ明確に打ち出すということはどういうことなのだろう。筆者としてはそこに立ち止まらざるをえなかった。ともかく堂々として見事だと思った。おそらく、この条項が無条件降伏をした敗戦国の政府に、戦勝国からマッカーサー草案としてつきつけられたものでなかったならば、日本の男性はただちにこれを却下したに違いない。事実、GHQの民政局の運営委員会と日本政府の代表者による極秘会議の席上、条文に盛り込まれた女性の権利について、日本政府はまずびっくりし、

ついで「日本には、女性が男性と同じ権利を持つ土壌はない。日本女性には適さない」¹⁾というばかばかしい理由で猛反対の大騒ぎになり、天皇制問題と同じくらいの激しい議論を展開した。朝の10時に開会したこの極秘会議は延々と続き、女性の権利問題が出たとき、すでに真夜中の2時をまわっており、メンバー全員疲れ果てていた。日本側の異議に対し、運営委員会議長のケーデイス大佐はベアテ・シロタが有能な通訳者として日本側からも好感を持たれていることを察知して、次のように明かした。

「…この条項は、この日本で育って、日本をよく知っているミス・シロタが、日本女性の立場や気持ちを考えながら、一心不乱に書いたものです。悪いことが書かれているはずはありません。これをパスさせませんか？」²⁾この説得力のある誘いかげによろやく日本側はパスに応じたというのである。至上命令にも似たマッカーサー草案であったということもあろうが、草案作成者が日本女性でなかったことが功を奏したのだろうと思う。

それにしてもGHQが日本政府に憲法改正を命じたのが1945年10月、公布が1946年11月であるから、この憲法作成は猛スピードで行われたことになる。ちなみに明治憲法³⁾が明治天皇より草案作成の命がおきた1876年からその公布施行の1889年まで、13年もの長い月日を要しているのに比べるならば、そのスピードぶりは納得できよう。他にも種々の理由はあったにせよ、ともかくこの勢いをもって押し切られなかったならば、日本人の想像を絶する高い理想をかかげた夢のような「日本国憲法」の誕生はありえなかったかもしれない。

ベアテ・シロタ・ゴードン：

ベアテ・シロタ・ゴードンが1945年の来日を決意、そのためにGHQの女性民間職員を志願し（当時としてはそれ以外に来日の道はなかった）、

その結果、「日本国憲法」草案作成の一端を担うことになるためには、それなりの背景があった。

ベアテの来日の直接の理由は何はともあれ、戦時中ずっと日本に留まった両親と会うことであった。しかし憲法草案作成者としては、その前に彼女が5歳から15歳までという多感な少女時代を日本で暮らしたということ、その後、日本とは対称的に異なる、男女平等についても、女性の権利についても日本よりはるかに進歩的なアメリカで学生として、さらには社会人として生活したという、2種類の体験が重要な要素になっていたと思う。

さらにたどれば、彼女の父、レオ・シロタ(1885-1965)がロシアのキエフ生まれのユダヤ人であったことも差別問題に鋭敏な感性を育てたであろう。レオ・シロタは当時のロシア人の例にならって、1904年、音楽修行のために美しい芸術の都ウィーンに出た。しかしそのときすでにユダヤ人であるために向けられる人種差別の眼を逃れて、実力勝負のできる新天地を求めた気持ちが強かったに相違ない。とりあえず、レオはウィーンでピアニストとして成功し、結婚、1923年にはベアテ誕生と続き、幸せになれるかに見えたが、この頃からオーストリア生まれのヒトラーなる男が着々とユダヤ人排撃の弁舌をふるいはじめていた。もちろん1917年のロシア革命でロシアへの帰国の道は閉ざされていた。第1次世界大戦後のヨーロッパの不況はヨーロッパ各地で予定されていたレオ・シロタのコンサートのキャンセルを次々ともたらした。それにウィーンはユダヤ人にとってそろそろ安全の都ではなくなりつつあった。1929年、ヒトラーが政権を取る4年前、レオは日本の山田耕作¹⁾(1886-1965)の招きで一家をあげて来日、東京音楽学校主任教授のポストを得た。ベアテにとっては乃木坂の家での10年の平和な日々がやがて女性の権利を書く際の基礎的な糧となるのである。

日本の女のために女性の権利について書く：

1945年、再来日したベアテはやがて彼女が女性であるところから、「女性の権利」について書く、ということが決まると、ベアテは終始、「日本の女性が幸せになるためには、何が一番大事か」²⁾を考え続けた。そんなとき、彼女の脳裏にひらめくのは日本のきわめて日常的な光景であった。「赤ん坊を背負った女性、男性の後をうつむき加減に歩く女性、親の決めた相手と渋々お見合いをさせられる娘さんの姿 … 子供が生まれないというだけで離婚される日本女性、家庭の中では夫の財布を握っているけれど、法的には財産権もない日本女性、(女子供)とまとめて呼ばれ、子供と成人男子との中間の存在でしかない日本女性、これをなんとかしなければいけない」³⁾、という、きわめて具体的な、きわめてドラスティックなイメージが彼女をかりたてた。

ベアテはかつて日本在住の体験から日本女性の不幸を学び、第2次世界大戦中、ヨーロッパに残した幾人もの血縁者をユダヤ人なるが故に失った体験から差別への強い憤りを心の奥底に秘めていた。「男性も女性も人間として平等である」⁴⁾、というキーワードはそこからおのずと湧き出たものであったろう。「日本の国がよくなることは、女性と子供が幸せになることだと考えていた」⁵⁾、というベアテはともかく明治憲法にはまったくなかった「女性」とか「児童」という文字を新しい憲法に入れることに成功したのである。日本女性にとっては歴史始まって以来の最も尊い恩寵であり、「最高の幸せ」⁶⁾であった。どれほど感謝しても感謝しきれものではない。

なによりもまず男女は平等でなければならない。しかし、日本において男女は決して平等ではなかった。男尊女卑のあまりにも長い歴史は男性には見えない数多くの不幸を女性に負わせてきた。女性自身、その不条理に気づくうちはまだいい。その不自由や不満を口に出して訴える気力があるうちはまだいい。やがて、あきらめの中に不満も怒りも押し殺して生きることに慣れてしまうことが問題だ。

女流作家とは

1946年公布の「日本国憲法」を境として、そのこちら側に、ようやく女性の権利という概念が誕生した。ではこの新しい憲法の向こう側には何があったのか。延々と、男性には見えない不幸を背負い怒りとあきらめと同居しながら生きる女たちの生活があった、と言ったら言いすぎであろうか。程度の差こそあれ、男女不平等の実体も男尊女卑の思想も、世の東西を問わず、世界中に古くからごく近年に至るまで散在した。女性が男性に遅れてものを書き始めたとき、程度の差こそあれ、表出の形の違いこそあれ、女性の作家たちは男女不平等、男尊女卑のすきまから流出する男性には見えない不幸を素通りすることはできなかったのではあるまいか。「愛しているのだければ、結婚してはいけません」という形で女の自由を固守しながら、6篇の長篇を残したジェイン・オースティン(1775-1817)、「幸福な妻であり、母である」ギヤスケル婦人(1810-65)がもうひとつの役割である牧師夫人としての目で見つめて綴った社会小説、退却か、前進かにたえず迷い、そのたびごとに困難を覚悟の上で「前進」を決意するヒロインを登場させたシャロット・ブロンテ(1816-55)、恋人の名をかりて、男性のペンネームでものを書いたジョージ・エリオット(1819-80)、50歳になってようやく自分のフェミニズム思想を堂々と表現する勇気を獲得したというヴァージニア・ウルフ(1882-1941)、等々。フェミニズムを意識的にせよ、無意識的にせよ、文学を通して表明した例は枚挙にいとまがない。

もともと日常的人生というものにはきわめて乱雑で、あらゆるものを整理するいとまもなく、捨てきれずにだらだらと引きずり、いつまでも終わりが見えないまま際限なく続く。それに対して芸術の課題は非日常的な選ばれた人生を提示することにある。一方では思いきり捨象し、もう一方ではおもいきり誇張す

る。しかもどんなに小さくても、不用物は一切残さないのが創造の世界である。

なお、一般的に言って、作品とはひとりごとの世界ではない。あくまでもひとりの人間から、いつ、どこで出会うとも知れない不特定多数の未知なる人々に向けて発信されるメッセージである。それはコミュニケーションの極度に整理された美の形態でなければならない。人間は生来、喜びにせよ、悲しみにせよ、分かち合うことによってこの上ない幸福を感じる。幼児から老人に至るまで、何事も分かち合わずにはいられないのが人間なのであろう。分かち合うときの楽しく幸せな感じが芸術鑑賞の醍醐味であるが、それは実用性には程遠く、金銭的な利潤を生むものでもない。ただ告げずには、いられない、分かち合いたい、という衝動ないし願望が重要なのである。

女性にもこの告げずにはいられない衝動、分かち合いたい願望はいつの時代にもあったに違いない。しかし女性は長い間、受動性をその本質的特性として押しつけられ、ひたすらせまい行動空間に閉じこめられてきた。当然、彼女たちの経験は制限され、感情生活さえも知らず知らずのうちに規制されてきた。もし女性にいくらかの余暇、いくらかの教育が与えられた場合、その圧縮された憤りの気持、あきらめの気持が流路を求めて噴出するのは当然であった。つまり、女性にいくらかの余暇といくらかの教育が与えられ、女流文学が誕生するのは18世紀以降は継続的に、18世紀以前はきわめて希にであったということになる。しかも、そのきわめて希なるケースのひとつが極東の島国、日本の平安朝であったということに筆者は注目してみたのである。

小野小町の場合

はじめに

花の色は移りにけりないたづらに
わが身世にふるながめせしまに

小野小町

百人一首¹⁰⁰に選定されて今も残る歌である。そのためか、小町の名は日本中に知れわたり、さまざまなレベルで「小町を知っている」と答える人は少なくない。絶世の美女だったそうだとか、驕慢で誇りが高すぎ、男にはつれなかったそうだとか、深草少将の百夜通いのもっともらしい説話とか、小町にまつわる噂、伝説の類を列挙すればきりが無い。

しかし、小町が9世紀の人であってみれば、何一つ確実な史料がなくてもむしろ当然である。小町より700年も後のシェイクスピア (William Shakespeare 1564-1616) のような巨匠についてさえ、明らかなことは彼の生地ストラットフォード・アポン・エイヴォンの教会に残る出生から死亡に至る登録簿の記録のみである。

筆者は1956年、卒論でジェイン・オースティン (Jane Austen 1775-1817)¹⁰¹ を選択して以来、ずっと女性作家、ひいては女性問題にこだわり続けてきた。1988年、27年間に及んだ大学での講義をまとめた拙著『イギリス文学小史』(丘書房)でも、女性作家にわざわざ一章を捧げたほどである。

通例、女性が西欧の文学史上に顔を見せはじめるのはおよそ18世紀と考えてよい。すなわち市民社会が成立し、庶民レベルの教育が徐々に進み、女も字を書いたり読んだりできるようになる「とき」である。これがいわば筆者の長年にわたる思い込みであった。

ところが小野小町という女流歌人は9世紀の人なのである。9世紀の女性が男にもまさるみごと

な歌を読み、みごとな文字を書いたのである。当時の六歌仙¹⁰²にも三十六歌仙¹⁰³にも彼女は紅一点として選ばれ、初の勅撰和歌集である『古今和歌集』¹⁰⁴には小町の歌が18首も掲載されているのである。男女差別を今もなお引きずる世界の状況から押して、小町もそれに続く紫式部ら平安王朝の女流文学もまずはふしぎで気がかりな存在だと言うしかない。中世の能に接する西欧人は日本は演劇の先進国だと目を見はるが、女流作家についてもまた日本は超先進国と見るべきなのであろうか。

I なぜ小町は歌を読めたのか。女の教養について

女子教育：

筆者は1952年、北海道大学に入学を許されたが、その頃、北大には女子学生のための施設はほぼ皆無であり、居心地がいいとは言えなかった。というのも、日本の国公立の大学の門が女性に開かれたのがそのときから数えてほんの3年前でしかなかったからである。1945年の敗戦、1946年早々にアメリカによって揭示された教育方針に沿って6・3・3・4制による改革案が出された。6・3制の義務制はさっそく1947年から、高校は1948年から、大学は1949年から、それぞれ改革案に基づいて発足したばかりであった。つまりこの頃になってようやく教育における男女差別が除去されて見はらしがよくなり、とりわけ高等教育の機会が女性の上にも及んだのである。この常識に照らせば、9世紀から10世紀という、はるか遠い昔の日本に、女性作家が群れをなして出現しているという事実は筆者を立ち止まらせて当然であった。

世の東西を問わず、かつて学問も芸術も上流階級ないしは支配者階級の男性の独占物であった。悲劇の主人公は高貴なる王者であり、古代叙事

詩は常に王者のあるべき姿のみを描いた。世の東西を問わず、男女差別はいつも存在する。故にフェミニズムも女性学も一向に衰えを見せない。3000校を超えるアメリカの大学の女子大学の占める比率はわずか4パーセントと言われるが、そこには女子大学こそ女性リーダーの養成機関であり、ジェンダーにとらわれない自由な力を培えるのは女子大学においてのみと信じて止まない教授や学生たちが元気一杯燃えている。2、3年前、筆者は縁あってアメリカの女子大学の名門として名高い Wells と Mills を訪問する機会に恵まれたが、筆者を歓迎してくれたのは全員女性の教授たちであった。Mills では Berkeley との合併問題が理事会から提案されたとき、まず学生たちが猛反対運動を起こして立ち上がり、教授らも全員学生側に賛同して戦った歴史があると聞かされ、その記念に建てられたキャンパスの彫像に案内された。筆者自身も、1887年という遠い昔にアメリカの女性の宣教師によって建てられた学園に長年籍を置く身であってみれば、考え深いものがあつた。このような現況で20世紀の今日なお女性問題は山積みしているのである。ましてや9世紀の小町をとりまく状況はどのようなものであつたらうか。

以上眺めてきたように教育の機会がごく最近まで女性には解放されていなかったという事実を確認したところで、9世紀の小野小町に戻ることにする。当然のことながら、たとえ小町が六歌仙や三十六歌仙の紅一点として男性に劣らずその歌才をはなつていようと、男性と同じように学問を身につける機会に恵まれていたわけではない。世の東西を問わず、女性の教養はかろうじて家庭内でまかなわれていたにすぎない。イギリスの19世紀の女性作家たちの例をみても、居間に書籍類の並ぶ牧師館に偶然生まれるとか、著名な学者を父親に持ち、家が教養人らの集まる文化的サロンのようであるとか、夫を助けて、あるいは夫と同等に多種多様な社会事業にかかわらざるをえない牧師の妻で

あるとか、家庭内事情でみがかれた場合が大半である。日本の小町もまず同様であつたと推測しなければならない。

男女差別、とりわけ男尊女卑の差別は長い間、男性によって代表された社会に定着し、あたかも不動であるかに見えた。女性は男性と並ばず、男性の陰にあり、男性に従うことで平和に生存しえた。したがって女性の教養も、それが決して男性の陰からとび出さず、男性に従順であり、かつ男性の出世の役に立つと判断されるときにはじめて有効となり、必要な手段となるのである。では小町の属する平安王朝に、どのような男性がどのような女性にどのような教養を要求したのであろうか。

平安朝の女の教養：

奈良時代半ばから平安時代は、貴族政治の時代である。700年代初めから1100年代半ばまで、およそ400年余りである。学問も文芸も、無論庶民にはほど遠く、貴族の男性のみのものであつた。男性たちの支配する表舞台の背後にあつて、女性は男性に寄り添い、両親に仕える従順な娘となり、夫を支える良き妻となり、子供を慈しむやさしい母となつた。貴族の娘たちは美貌と十二単衣によく似合う美しい黒髪に加えて、必須の教養としては、舞を舞うこと、歌才に恵まれ、和歌に巧みなこと、書道に通じ、筆美しきこと(書道とは、かなの手習いであり、和歌と結びついて、これを美しい和紙に美しく書くためのものであつた)¹⁰⁵、中国伝来の七絃の琴を弾くこと、等があつた。いづれも誇り高い貴族の男性の気に入られるための「王朝のみやび」のカリキュラムであり、運よく天皇の後宮に仕えることができれば、氏族全体の名誉となり、さらには氏族の繁栄にも大いに貢献することができたのである。女性が自分自身のためではなく、ひたすら男性の趣向と利益のために強要された「女の教養」とはこのようなからくりのものであつた。ひとまず、小野小町はこの王朝時代の女性の必須のカリキュラムをすべて履修した優秀な卒業生であつたと言えよう。

Ⅱ 小町像の周辺

小野小町について、まことにわずかの確実な事実と平安朝から現在に至るまで、たえずその周辺に積みあげられた膨大な推測にもとづく物語がある。その実像と虚像はたえず入り乱れ、小町の美貌に対するねたみやその歌才や聡明さに対するそねみも加わって、男女相方からの意地の悪い復讐かと思われるような壮絶な小町伝説がつきからつきへと生まれ、やがて能やその他の文芸の題材にも使用されるようになり、ますます小町の名を広めた。筆者としては小町の実像と虚像の両面を検討しつつ、9世紀女性歌人の背後に見え隠れする小町像に多少なりと接近を試みてみたいと思う。ただし、人間の行く人間の評価などというもののほど信用ならないものはなく、いかようにもゆがめられるものである。極端に賞賛することもできれば、見る角度を少々を変えただけで、最悪の酷評も容易に成り立つ。過ちも避けられないだろう。ともあれ、筆者の見方、解釈をお許し願って拙稿を進めてみたいと思う。

18首の和歌：

小野小町について確実な事実は『古今和歌集』に収められた18首の和歌のみである。『古今和歌集』は905年、日本で初めてできた勅撰和歌集である。醍醐天皇の命により、撰者は紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑の4人。作者は男女僧にわたりおよそ120人、歌は1100首あまり、さらにここにおいて初めてその序文に真名序とともに仮名序が附され、仮名文字が使用されたことは特記すべき事柄であった。つまり、それまで公式の場で使われる文字はすべて漢字であり、とりわけ男性は漢字のみを使用していた。仮名文字は男子たるものの用うべきものにあらずと卑しめられ、漢籍を学ばない女性のための文字として発達した。男性が用いる場合は女性相手の恋の仲介の文、あるいは女性への恋心を託した和歌といった公的ならざるときに限られていた。平安初期はまだ唐風文化の時代

であり、弘仁期(810-824)にも専ら漢詩文が流行していたことを思えば、905年という時期に勅撰集として晴れがましくも公的位置づけを獲得したと並んで、撰者の一人である紀貫之がその序文に堂々と仮名文字を使用していたということは新時代を画するもであり、やがて訪れる国風文化の明らかな先駆けであった。

紀貫之の評：

さて、この新時代を画した紀貫之の仮名序にある小野小町についての描写は短いものではあるが、小町自身の和歌に劣らず、小町の人間像を率直に告げているものである。

小野小町は、いにしへの衣通姫の流なり。あはれなるやうにて、つよからず。いはば、よき女のなやめるところあるに似たり。つよからぬは、女の歌なればなるべし。

これは小町の外貌とパーソナリティを伝える貴重な資料と言っている。まず「いにしへの衣通姫の流なり」であるが、衣通姫(そとおりひめ)とは允恭天皇の皇后大中姫の妹で、容姿すぐれ、その美しさは衣服を通して輝き出たのでこの名がついたと言われるほどの美人であった。「衣通姫の流なり」とは小町が衣通姫のように美しい、絶世の美人であったという証言として十分に受けとられよう。

続いて、「あはれなるやうにて、つよからず。いはば、よき女のなやめるところあるに似たり。つよからぬは、女の歌なればなるべし」とは小町の歌の批評であると同時に小町のパーソナリティ、人柄を言い当てていると思う。やさしく心に沁み入る趣の歌で、その調べは強くない、美しい女が病気を病んでいるのに似ている、強くないのは女の歌だからであろう、という紀貫之の描写からは小町伝説につきまとう冷たく、高慢で、いやな女、というイメージはわいてこない。実際、小町の歌にこめられたどこかもの悲しい様子、わびしさやむなしさの雰囲気は

紀貫之の言う「あはれなるやうにて、つよからず」であり、世俗の計算にもずる賢さにも無縁であるように見える。この辺りのことはまたのちに改めて言及したいと思う。

時代：

小町の生没年は不祥であるが、紀貫之の仮名序より六歌仙に数えられていることからおよその時代は推定できる。六歌仙といってもうち4人(小町を含む)は生没年不祥なのだが、天皇の血筋で高貴の出身である僧生遍昭(へんじょう、816-890)と在原業平(825-880)の生没年が明らかなどころから類推して9世紀半ば、平安朝初期。905年に仕上った『古今和歌集』の仮名序で六歌仙に言及する折、「近き世にその名聞こえた人」と前置しているところから察すれば905年以前、としほることができよう。その上、安倍清行、小野貞樹(古今集、恋五・783)、文屋康秀(古今集、雑下・938)、僧生遍昭(後撰集、雑三・1195-1196)の4人と小町のあいだに贈答歌があることから小町が彼らの同時代人であることは明らかである。

宮仕え：

小町が宮仕えをしたかどうか、これを立証する史料もないそうである。しかし小町の贈答歌の相手が宮中の人であることから小町が宮中に身を置いたことは否定できない。すぐれた先達の研究は小町が仁明天皇(810年生、在位833-850)の更衣であったというあたりで見解の一致をみているようである。宮中において太政官参議の地位にあり、小町の文才にも影響大と考えられる小野一族の長、小野篁、小町の異母兄であり学者である式部省大丞の小野恒柯、この2人の運動により、小町の宮仕えが841年頃実現したと考えられる。はじめは400人もいたかと思われる女孀の1人として、ついで五節の舞姫（舞姫）として仁明天皇の目にとまり、仁明天皇の更衣としてその後宮入りを果たした、ということになる。小町の恋歌の「やんごとなき人」とは

仁明天皇であるとの推測も広く行われている。

後宮：

小町が宮仕えをしたとして、当時の後宮とはいかるところであったか。それは文字通り後方の宮殿のこと。内裏（ないり）の中央に線を引いた北の七殿五舎をいう。仁明天皇は内裏の中央の仁寿殿に住んでいたから、天皇の日常の座である仁寿殿からうしろが後宮なのである。後宮の七殿五舎には天皇の夜に奉仕する女御、更衣をはじめ、多数の待女が住み、天皇の呼び出しにそなえて待機していた。待機することが彼女たちの仕事であった。それは今日の常識からすれば、なんともやりきれない「一夫多妻制」であり、「通い婚」であった。

いかに一族の繁栄のため、種の保存のためとはいえ、いつ現れるかも知れない男性をひたすら待ち、いかに一族の野望を果さんがためとはいえ、多数の同じ境遇にある女たちと一人の男性を競い合い、いつも自分の意志ではなく通ってくる男性の意志に身をゆだね、100パーセント受身の暮しを繰り返す。後宮とはいわば自由のない暗い檻のようなものであり、女性から自由のこころも自立の勇気も奪い去っていた。そのようなところに小町は841年頃から仁明天皇が41歳で崩御される850年まで、青春の尊い10年を捧げたのである。

夢の中の恋の歌：

宮中に出仕し、「やんごとなき人」を思いつめ、小町に関する唯一の確実な史料と言われる『古今和歌集』に、小町は6首の「夢の中の恋の歌」を残した。それはなによりも若き日の小町の真実の声を聞かせてくれるように思われるので、抽出してみた。

- 1) 思いつつ寝ればや人のみえつらん夢と知りせば
さめざらましを
- 2) うたたねに恋しき人を見てしより夢てふものはたの
みそめてき

- 3) いとせめて恋しき時はむばたまの夜の衣を返してぞ着る
 4) うつつにはさもこそあらめ夢にさへ人目をよくと見るがわびしさ
 5) 限りなき思いのままに夜も来む夢路をさへに人はとがめじ
 6) 夢路には足もやすめず通へども現に一目見し如はあらず

こうして「夢の中の恋の歌」を6首並べて見るとさまざまなが読みとれよう。まず最初の3首は『古今和歌集』の「恋歌・二」の巻頭を飾る小町の夢の歌である。「夢と知りせば覚めざらましを」一夢だとわかっていたら、いつまでも目覚めずにいたかったという詠嘆、「うたたねに恋しき人を見てしより」一すっかり夢というものをたよりにするようになった、という愛らしい告白、寝る前から夢の中で恋しい人に逢えるように夜着をさかさにして夢のための準備をする可憐な乙女のふるまい。いずれも宮仕えの乙女のかなわぬ恋ごころを歌ったもの。あとの3首は同じく「恋歌・三」に出てくる「夢の歌」である。「…夢にさえ人目をよくと見るがわびしさ」の歌には、いっそうわかりやすく、西本願寺の『小野小町集』では、「やむごとなき人のしのびたまふに」という詞書が添えられている。「夢路をさへに人はとがめじ」というほどに現実に逢おうとすれば、必ずや周囲からとがめられる恋、夢の中でしか逢えない恋なのである。「現に一目見し如はあらず」一現に逢いたい、夢中ではなくて現に逢いたいという願いとあきらめがのぞく。よくよく逢うことのかなわぬ「やむごとなき人」が小町の思う相手であることは明白である。宮中の帝か皇太子かという推測も無理ではない。

しかし、口には出せない思い、口に出してはならない思い、口に出してもどうにもならない思い、それでも誰かに訴えてみたい、たとえ「夢の中の恋の歌」としてでもその思いをこぼに託して心の外へ放出したいという気持ちが静かにあふれでているように思う。いずれの歌からも美貌と才媛だけでは勝ち

抜けない宮仕えの暗い悲しみが伝わってくる。

Ⅲ 後宮を去る小町

後宮という閉ざされた檻の中では何も生まれない。藤原一族の圧力の高まる一方のところ藤原氏の女たちに包囲され、力弱い中流貴族の娘・小町はただ「やむごとなき人」を夢に見、歌に読んでいたにすぎない。学問ある貴族の男性たちと対等に堂々と贈答歌を交わす小町には自由の心も自立の精神も十分にあり、真実の愛を求めてやまない心情も人一倍強かったに相違ない。しかるに後宮という薄明かりの中では、それらは万事生かされることなく、かろうじて夢の中にのみ保持されたのである。あるいは聡明な小町としては自由とか、自立とか、真実の愛といった大切なものはすべて夢の中にしまいこみ、隠すことによってしっかりと守り通したのかもしれない。その結果、小町は夢の中の恋の歌人として生きることに徹することができたのであり、弘仁・貞観文化¹⁰⁾に仕え、やがて訪れる国風文化¹¹⁾の確立に大いに貢献しえたと思えることができよう。

しかし、小町が更衣として仕えたと推定される仁明天皇(在位833-850)、つまり小町が思いを寄せる「やむごとなき人」は850年、崩御された。小町としては藤原氏の野望と陰謀のうずまく後宮にもはや留まる理由はなかったのではあるまいか。仁明天皇の皇后は藤原順子という、藤原冬嗣(775-826)の娘であり、折しも藤原一族の最高権力者である藤原良房(804-872)の妹という、力ある藤原氏の女であった。その上、小町が後宮入りしたと推定される841年(承和8)の翌842年(承和9)には「承和の変」が起こっている。これは明らかに藤原氏の政治的独占権確立のための策謀であり、この事変の成果として、皇太子恒貞親王(825-884)が廃され、仁明天皇と藤原順子の子である道康親王(827-858)が皇太子となる。のちの文

徳天皇(在位850—858)である。藤原氏の勢力の増大はこの時点ですでに決定的であった。この後も藤原氏はこのような事変や乱を次々と起し、対立勢力を排斥し続けた。ついには宇多天皇(在位887—897)に重んじられ、蔵人頭右近衛大将、右大臣を歴任、多くの偉業を残した菅原道真(845—903)までも太宰府に追放したのである(901年)。

このように小町が宮廷生活を送っていた頃は藤原氏の勢力の上昇期にあり、後宮は藤原氏の期待になう女たちであふれていた。中流貴族の娘であり、学問によって世にきこえていたとはいえ、野心を燃やすほどの実力もなく、政治権力の主流からはずれていた小野氏の女である小町はときに窮屈な悲しい思いをしたに違いない。その上、小野氏の任地は当時、最大の国家的課題を投げかけていた出羽国であった。日本列島の開拓前線の北上につれて、東北地方の原住民である蝦夷の抵抗と反乱は烈しさを増し、たえず中央政府をなやませせていた。坂上田村麻呂(758—811)が787年征夷大將軍に任ぜられ、陸奥国の手強い蝦夷を討ったというのは有名な史実である。小町の父と推測される小野良実は任地、出羽国の美しい娘を愛して小町をもうけているところから、小町は出羽国の出身であるばかりか、蝦夷の血をひくかもしれない女ということになる。それが「ひなびの世界」から「みやびの世界」に出たとき、その美貌と歌才への羨望と嫉妬に加えて、素性いやしい田舎者として周囲のけわしい視線を浴びることになるのは仕方のないことであったかもしれない。

小町が真実の愛をひそかに寄せた「やんごとなき人」が崩御され、藤原順子の子が文徳天皇として23歳で即位され、皇太子時代からの女たちを率きつれて宮中入りしたとすれば、当然、後宮の女たちも交代期を迎えることになったであろう。

実際には小町がいつ退仕したかを示す史実は一つもない。本稿はどの場合も先達のすぐれた推測と筆者の危なげな解釈にもとずいて、のろのろと進めるだけの厄介な代物である。それによれば、

小町は仁明天皇崩御の翌年、851年、小町はほぼ32歳のころ、御宮を退仕したことになる。仁明天皇の死によって幸か不幸か、小町の後宮生活は終わった。しかし、政府の記録によれば、842年に正六位上初叙位、6年後の848年には従五位下叙位によって、小町の生活は生涯保証されていた。その上、869年9月には淳和天皇第四皇太子(この御方を小町のやんごとなき人と見るむきもある)への哀傷歌を、873年正月の文屋康秀への返歌を、小町在世の下限とも言われる「醍醐の御時の日照り」に際しては、醍醐天皇(在位897—930)の宣旨により、898年5月と推定されるときに、選ばれて「雨乞い歌」を献している。小町最後の晴れの舞台となった雨乞いの儀式で、十二単衣の美しい老女小町が「千早振神も見まさば立騒ぎ天の戸川の樋口開け給へ」と詠じると、たちまち竜神の心はやわらぎ、雨が降り、民衆を救ったと伝えられる。それは『古今和歌集』ができる時期、つまり小町がすでにこの世にいない筈の時期から逆算して7年前のことである。筆者が言いたいのは、小町の死後の状況を正確に知る手立てはまったくないにせよ、これだけ晩年においてなお小町が宮中とかかわり、代々の天皇からも歌人小町として重んじられ、宮仕えの女性らしい品格を保っていたのであれば、しかも905年の『古今集』の序文に六歌仙の一人として「近き世にその名聞こえたる人」と明示されていることから、多様な形で流布している小町老残説とは無縁の小町像があつてしかるべきではないかということである。種々の小町老残説の伝えるように、小町が生活に困窮し、各地を放浪したという風にはばかりは筆者にはどうしても考えられないのである。京の宮中を出た小町はそれが誰であるにせよ、ともあれ「やんごとなき人」への思いを胸にしまい、みずから自分の身を尊び、自分の身を花のようにいつくしみつつ、自由の旅路についたのではなかったか、そしておのれの真実の声を存分に歌に託したのではなかったか、と筆者は解きたいのである。小町が宮中を出て、自立し、たとえそれがどんなに

孤独な悲しい旅であろうとも、ひとり歩きの道を選んだことに意味がある、その決断こそ小町の小町らしさではなかったか、なども思う。家風や伝統を背景として立つことをやめ、人間尊重の精神を底辺とし、何ものをも恐れず、周囲の妬みを毅然と乗り越え、万難を排して、謙虚に正しき自我に生きよう、と目をあげたのが後宮を出た後のけなげにもりしい小町の姿勢ではなかったか。

〈注〉

- 1) ベアテ・シロタ・ゴードン著／平岡磨紀子構成・文『1945年のクリスマス』（柏書房、1995）、P. 216
- 2) 前掲書、P. 216
- 3) 明治憲法について
 - 1876：明治天皇は元老院に対して憲法草案を命じる。
 - 1878：元老院は「日本国憲法」を提出、反対意見強く、再議。
 - 1880：元老院は「国憲」と題する成案を天皇に報告。これは1831年のベルギー憲法と1850年のプロイセン憲法研究所のもとに作成、19世紀ドイツの立憲君主制を原理としていた。しかしこれも岩倉具視などの強い反対で不採用。
 - 1881：「明治14年の政変」のあと、1881年10月12日に勅諭が発表され、90年に国会召集のことを公約。政府は伊藤博文に憲法起草を命じた。伊藤は1882年から1883年にかけてヨーロッパに渡って研究に専念。
 - 1888：伊藤博文、憲法草案を天皇に報告。
 - 1889：2月11日、大日本帝国憲法として勅定公布、いわゆる明治憲法である。
 - 1889：11月29日、第1回帝国議会開会とともに明治憲法施行。
- 4) 山田耕作(1886-1965)：作曲家、指揮者。

1908年、東京音楽学校本科声楽科卒。研究科に在学中、1910年ドイツに留学、ベルリン国立音楽学校に入り、作曲を専攻、1913年卒、1914年帰国、日本における芸術的な歌劇運動、交響楽運動を創始した。

- 5) ベアテ・シロタ・ゴードン著：前掲書、P. 153
- 6) 前掲書、P. 153
- 7) 前掲書、P. 155
- 8) 前掲書、P. 163
- 9) 前掲書、P. 167 「…それぞれの人は、人権に関する理想像を持っている。私たちの仕事も、最高の理想に限りなく近づける作業だ。特に私は、日本女性に最高の幸せを贈りたかった。」(アンダーライン筆者)
- 10) 『百人一首』：藤原定家(1162-1241)の撰と言われる。天智天皇から順徳天皇の時代(約7世紀半ばから13世紀初め頃)までの百人の代表的歌人の代表的和歌を一首ずつ厳選したもの。従って『百人一首』を調べることは平安和歌史をたどることに等しい。
- 11) Jane Austen(1775-1817)：19世紀初期イギリスの女流作家。その42年の生涯に6篇の小説を書いたが、いずれも彼女が好んで住みなれた「田舎の村の数家族」に素材を厳しく限定し、女である自分の目で見たままを、自分の経験の範囲を越えることなく、恋愛から結婚までというおさまりのプロセスに人間の心理を的確にえがいた。則天去私を唱えた夏目漱石がその例に『高慢と偏見』 *Pride and Prejudice* をあげて推賞したことも有名。
- 12) 六歌仙：平安時代初期のすぐれた歌人として、紀貫之が日本最古の評論と言われる『古今和歌集』の仮名序に「近き世にその名聞こえたる人」と前置きしてあげた6人のことを言う。即ち、僧正遍昭(816-890)、75歳没)、在原業平(825-880、56歳没)、文屋康秀(生没年不祥)、喜撰法師(生没年不祥、宇治山の隠者)、小野小町(生没年不祥)、大伴黒主(生没年不祥)。

最初の二人のみが生没年や経歴がはっきりしているのは二人とも天皇につながる高貴の出身の故である。

13) 三十六歌仙：平安時代中期、藤原公任が『万葉集』以来の主たる歌人36人を選び、数首ずつ歌をあげて編集した。歌人を「三十六歌仙」歌集を「三十六人集」と言う。

14) 『古今和歌集』：平安時代、905年にできた日本初の勅撰和歌集。古今は「いにしえ、いま」の意はもちろん、「古今不易の古典」の意も含む。10世紀以降、和歌の古典として重んじられ、ここに収められた1100首の歌をそらんじることが教養の基礎とされるようになった。撰者は紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑の4人。なかんづく紀貫之の仮名序は日本初の文芸評論として名高い。

15) 仮名文字：日本には古来、文字がなかったので、5～6世紀の頃から日本語を漢字であらわそうとする試みは行われていた。日本における最初の文字は漢字で、これを「ほんとうの文字」の意で真名と呼び、漢字を一部分省略したり、草書化して作り出した簡略な文字を真名に対して「仮り名」、音便形「かな」からさらにつまんで「かな」となった。はじめのうちは簡略化の仕方さまざまなものであったが徐々に整理されて10世紀の初め頃にはほぼ統一されたようである。現在の形は1900(明治33)年の小学校令公布によって定まった。

9世紀末の894年、菅原道真の進言により、630年から264年続いた遣唐使の派遣が廃止され、ゆるやかではあるが鎖国状態がもたらされ、国風文化が10世紀から12世紀頃まで栄えるが、かな文字の発達はこの文化の国風化をよく現わすものである。

16) 五節の舞：その年の無事息災と五穀豊穡を祈念祝賀する宮中における年中行事、新嘗祭の中の伝統儀礼の一つである。その舞姫には名家の子女が選ばれていた。もともとは天武天

皇(673-686)の時代に礼楽の趣意により唐の文舞にのっとって作られた女舞い。俗説には天武天皇が吉野宮に行幸された折、吉野川のほとりで箏を奏すると、前山に天女があまくたり、袖を五回ひるがえして舞ったところから五節の舞と言うと伝えられる。

五節の舞姫に選ばれると、天皇の後宮に仕えることが約束されたようなものであったから、貴族の娘たちの最大の関心事であったにとどまらず、その氏族の命運もかかっており、さまざまな策謀もあったと伝えられる。

17) 弘仁・貞観文化：平安京へ遷都(794年)してからのち、9世紀末、摂政・関白による政治が始まる頃までのおおよそ100年たらずの期間を弘仁・貞観文化と呼ぶ。弘仁・貞観とは嵯峨天皇(在位809-823)と清和天皇(在位858-876)のときの年号である。その文化の特徴は最澄・空海により、新たに伝えられた仏教をもとに、中国唐文化の影響を強く受け、寺院、仏像、仏教絵画などがたくさん作られた。

18) 国風文化：630年、第1回の遣唐使がおくられて以来、894年、菅原道真の建議(すでに唐の衰え著しく、危険をおかして使節を派遣する必要はないとするもの。事実、唐はそれから10数年後に滅亡した)により、遣唐使の廃止まで、264年間に10数回の遣唐使が派遣されて、日本文化に大きく貢献してきていた。その廃止後は当然、日本と中国間の正式の国交は途絶えることになる。つまり、そこで平安時代は江戸時代に劣らぬ鎖国時代となり、江戸時代に劣らず、国風文化の興隆した時代なのである。日本最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』、かな文字の流行に結びついた宮仕えの女流作家たちの散文、紫式部の『源氏物語』、清少納言の『枕草子』、藤原道綱の母の『蜻蛉日記』、和泉式部の『和泉式部日記』などが続出した。いずれも優美でやさしく、美的感覚にすぐれた文化であった。